

事業の概況

● 事業概況等

[事業方針]

令和6年度は第9期中期経営計画のスタートの年であり、「働く人の夢と共感の創造・共生社会の実現」に向け、事業計画実行の柱となる「人材」を最大の強みとして、人材の可能性を最大限に引き出し、持続的企業価値の創造を目的とする「人的資本経営」に取り組みました。

令和6年は世界的な選挙イヤーとなり、日米含む世界各国でトップや政権の交代が起きました。我が国においては、日経平均株価がバブル期を超える水準に達した他、日本銀行が17年ぶりの利上げに踏み切るなど、デフレ脱却に向けた大きな転換点を迎える1年となりました。

一方、ロシアによるウクライナ侵攻から続くエネルギー高や円安ドル高等の影響は、原材料費、生活物資の価格上昇を引き起こし、企業の約7割を占める中小企業経営や国民生活を大変難しくする状況が続いています。

こうした社会環境の変化がみられる中、四国ろうきんでは引き続き多くの会員・お客さまに信頼され、支持され、選択され続ける金融機関であるために、顔の見える個別提案活動を徹底し、「ろうきんアプリ」の機能強化をはじめとする“お客さまの利便性向上”や「iDeCo」等資産形成商品の積極推進など、お客さまの立場にたった最適な商品・サービスを提供し、お客さまの夢とご家族の幸せな暮らしの実現に貢献してきたところです。

[金融経済環境]

米国や欧州では中央銀行が利上げを続けてきた結果、約2年続いたインフレがようやく鈍化し、共に利下げを開始しました。米国では9月のFOMCから3会合連続で計1.0%の利下げを実施する等景気の下支えもあり、NYダウは初の45,000ドルを記録するなど株価は上昇基調で推移しました。

一方、我が国では2%を超える物価上昇が継続し賃金上昇も進んでいることから、日本銀行は令和6年7月と令和7年1月に0.25%ずつ計0.50%の利上げを実施しました。その後も継続的に利上げが実施されるとの見通しから市場金利は上昇を続け、3月下旬には長期金利が1.6%近辺まで上昇しました。

また、日経平均株価はバブル時の最高値を更新し、一時42,000円を超えるまで上昇したものの、その後は上値の重い展開となりました。

令和7年になり、米国トランプ大統領による関税政策により世界のマーケットは大荒れとなっています。米国の相互関税により、世界各国が米国と交渉を進めていくこととなります。アメリカファーストを謳うトランプ大統領を相手に困難な交渉となる可能性が高く、まだまだ不安定なマーケット環境が続くと予想されます。

[業績]

① 預金

預金（譲渡性預金含む）は、期末残高目標6,615億560百万円、増加額目標79億120百万円、増加率目標1.21%に対し、期末残高6,492億220百万円、減少額44億220百万円、減少率0.67%となりました。

② 貸出金

貸出金は、期末残高目標4,247億980百万円、増加額目標49億330百万円、増加率目標1.17%に対し、期末残高4,230億410百万円、増加額31億760百万円、増加率0.75%となりました。

③ 収支状況

収支面では、経常利益7億190百万円の計画に対し9億120百万円となり、計画を193百万円上回り、当期純利益5億280百万円の計画に対し6億550百万円となり、計画を126百万円上回りました。なお、自己資本比率は、11.29%となりました。

[事業の展望および当庫が対処すべき課題]

第9期中期経営計画の2年目となる令和7年度は、経営計画骨子として「働く人の夢と共感の創造」と「共生社会の実現」を掲げ、Ⅰ. 経営戦略、Ⅱ. 営業戦略、Ⅲ. IT戦略、Ⅳ. コンプライアンス・リスク管理戦略、Ⅴ. 人事戦略、Ⅵ. 財務戦略の6項目を重点課題として取り組みます。

四国ろうきんは未来永劫、会員・お客さまに信頼され、支持され、選択され続ける福祉金融機関として、存在意義（パーパス）である、「お客さまの立場にたった最適な商品・サービスを提供し、お客さまの夢とご家族の幸せな暮らしの実現」に貢献してまいります。そのために、10年後のあるべき姿として「四国ろうきん経営ビジョン2035」を掲げ、第9期中期経営計画策定・実行の柱となる「人材」を最大の強みとして事業の根幹に据え、人材の可能性を最大限に引き出し、持続的企業価値の創造を目的とする「人的資本経営」に取り組みます。

事業遂行にあたっては、「非営利の原則」、「直接奉仕の原則」、「政治的中立の原則」の事業運営三原則に基づき、信頼されるろうきんと、夢・志・働きがいがある職場風土を創造し、「経営ビジョン2035」ならびに「四国ろうきんクレド」を実現します。

ろうきんは、会員組織を中心として事業運営を行う日本で唯一の勤労者福祉金融機関であることから、会員・勤労者、会員推進機構、労働団体および生協団体等との結びつきや連携を強固にすることにより、会員運動基盤強化の取り組みを進めてまいります。



●第24期・貸借対照表(令和7年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	2024年度末	2023年度末	科 目	2024年度末	2023年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	6,135	5,986	預金積金	648,762	653,184
預け金	208,578	225,066	当座預金	41	157
買入手形	-	-	普通預金	233,927	231,166
コールローン	-	-	貯蓄預金	572	584
買現先勘定	-	-	通知預金	30	30
債券貸借取引支払保証金	-	-	別段預金	975	653
買入金銭債権	-	-	納税準備預金	-	-
金銭の信託	-	-	定期預金	413,213	420,592
商品有価証券	-	-	定期積金	-	-
商品国債	-	-	その他の預金	-	-
商品地方債	-	-	譲渡性預金	460	460
商品政府保証債	-	-	借入金	9,400	9,400
その他の商品有価証券	-	-	借入金	9,400	9,400
有価証券	45,607	38,962	当座借越	-	-
国債	19,522	15,689	再割引手形	-	-
地方債	-	-	売渡手形	-	-
短期社債	-	-	コールマネー	-	-
社債	15,032	14,547	売現先勘定	-	-
貸付信託	-	-	債券貸借取引受入担保金	-	-
投資信託	5,739	3,222	コマニシャル・ペーパー	-	-
株式	18	18	外国為替	-	-
外国証券	5,293	5,484	外国他店預り	-	-
その他の証券	-	-	外国他店借	-	-
貸出金	423,041	419,864	売渡外国為替	-	-
割引手形	-	-	未払外国為替	-	-
手形貸付	407	40	その他負債	1,242	1,378
証書貸付	408,320	404,972	未決済為替借	8	4
当座貸越	14,313	14,852	未払費用	432	349
外国為替	-	-	給付補填備金	-	-
外国他店預け	-	-	未払法人税等	155	124
外国他店貸	-	-	前受収益	3	0
買入外国為替	-	-	払戻未済金	0	1
取立外国為替	-	-	払戻未済持分	1	1
その他資産	6,207	6,124	先物取引受入証拠金	-	-
未決済為替貸	26	3	先物取引差金勘定	-	-
労働金庫連合会出資金	4,400	4,400	借入商品債券	-	-
前払費用	20	21	借入有価証券	-	-
未収収益	1,391	1,309	売付商品債券	-	-
先物取引差入証拠金	-	-	売付債券	-	-
先物取引差金勘定	-	-	金融派生商品	-	-
保管有価証券等	-	-	金融商品等受入担保金	-	-
金融派生商品	-	-	リース債務	116	131
金融商品等差入担保金	-	-	資産除去債務	61	61
リース投資資産	-	-	その他の負債	462	703
その他の資産	367	390	代理業務勘定	0	0
有形固定資産	5,998	5,984	賞与引当金	194	186
建物	3,112	2,761	役員賞与引当金	-	-
土地	1,308	1,726	退職給付引当金	1,065	1,565
リース資産	93	103	役員退職慰労引当金	51	38
建設仮勘定	-	998	睡眠預金払戻損失引当金	10	14
その他の有形固定資産	1,483	394	その他の引当金	-	-
無形固定資産	84	48	特別法上の引当金	-	-
ソフトウェア	67	31	金融商品取引責任準備金	-	-
のれん	-	-	繰延税金負債	-	-
リース資産	-	-	再評価に係る繰延税金負債	106	105
その他の無形固定資産	16	16	債務保証	8	11
前払年金費用	-	311	負債の部合計	661,302	666,345
繰延税金資産	1,699	1,126	(純資産の部)		
再評価に係る繰延税金資産	-	-	出資金	3,008	3,009
債務保証見返	8	11	普通出資金	3,008	3,009
貸倒引当金	△ 44	△ 47	優先出資金	-	-
(うち個別貸倒引当金)	(△ 13)	(△ 17)	優先出資金申込証拠金	-	-
			資本剰余金	-	-
			資本準備金	-	-
			その他資本剰余金	-	-
			利益剰余金	35,999	35,523
			利益準備金	3,017	3,017
			その他利益剰余金	32,982	32,506
			特別積立金	32,115	31,715
			(特別積立金)	(743)	(743)
			(金利変動等準備積立金)	(8,000)	(7,800)
			(機械化積立金)	(7,876)	(7,676)
			(配当準備積立金)	(800)	(800)
			(経営基盤強化積立金)	(8,496)	(8,496)
			(社会貢献活動基金)	(500)	(500)
			(店舗等整備積立金)	(5,700)	(5,700)
			当期末処分剰余金	866	791
			処分未済持分	-	-
			自己優先出資	-	-
			自己優先出資金申込証拠金	-	-
			会員勘定合計	39,008	38,533
			その他有価証券評価差額金	△ 3,232	△ 1,679
			繰延ヘッジ損益	-	-
			土地再評価差額金	238	239
			評価・換算差額等合計	△ 2,994	△ 1,440
			純資産の部合計	36,013	37,093
資産の部合計	697,316	703,438	負債及び純資産の部合計	697,316	703,438

貸借対照表の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、当庫の定める決算経理要領に基づき定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 15年～50年
その他 2年～20年
- 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- リース資産の減価償却の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、当庫の資産査定規程および決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、当庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を査定しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準による方法といたします。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
(1)過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理
(2)数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理
当庫は2024年11月に、2025年4月1日から職員の定年年齢を60歳から65歳に延長し、併せて退職金制度の変更（退職一時金と確定給付企業年金の支給時期を65歳とすること、退職一時金の一部を確定給付企業年金に移行すること等）を決定いたしました。この退職金制度の変更に伴い過去勤務費用307,254千円（退職給付債務の減少）が発生し、2024年度はこのうちの△18,288千円を費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 収益の計上方法
役員等取等収益は、役員提供の対価として取受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員等取等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。
役員等取等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足される

ため、原則として、一時点で収益を認識しております。建物賃貸に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分してありますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

13. 消費税及び地方消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 固定資産に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。	
14. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額 有形固定資産の減価償却累計額 5,392,654 千円 有形固定資産の圧縮記帳額 - 千円	
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額	172,870 千円
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額	- 千円
17. 子会社等の株式総額	10,000 千円
18. 子会社等に対する金銭債権総額	56,961 千円
19. 子会社等に対する金銭債務総額	101,320 千円
20. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,208,954千円、危険債権額は1,672,300千円です。 なお、債権は、貸借対照表の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見込の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。	
21. 三月以上延滞債権額 債権のうち、三月以上延滞債権額は65,366千円です。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。	
22. 貸出条件緩和債権額 債権のうち、貸出条件緩和債権額は41,435千円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。	
23. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は、2,988,056千円です。 なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。	
24. 担保に供している資産 為替決済・当座借越契約および手形借入（9,400,000千円）の担保として預け金41,299,800千円、公金取扱いの担保として預け金2,000千円を差入れております。 また、その他の資産には、保証金80,156千円が含まれております。	
25. 土地の再評価の方法と差額 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布、政令第119号）第2条第4号に定める地価額に基づく課税価格（路線方式）に合理的な調整を行って算出。
---------------------	--

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 360,920 千円

- | | |
|--|------------|
| 26. 出資1口当たりの純資産額 | 11,959円51銭 |
| 27. 目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。 | |
| 28. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。 | |

業績の概要

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及そのリスク

当庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他の目的で保有しております。

これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額・信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店及び本部担当部により行われ、また、定期的にALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部担当部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、本部担当部において金融資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当庫は、外貨建資産の為替損益を月次で把握するとともに、VaR（バリュー・アット・リスク）を月次で計測し、為替の変動に対応した管理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当庫は、有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従って行っております。

このうち、本部担当部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は本部担当部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日（有価証券は20日）、信頼区間99%、観測期間250営業日）により算出しており、令和7年3月31日現在で当庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で760,435千円です。

なお、当庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	208,578,719	206,797,807	△1,780,911
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券(*3)	45,589,312	45,589,312	—
(3) 貸出金	423,041,616		
貸倒引当金(*1)	△ 35,636		
	423,005,979	426,421,519	3,415,540
金融資産計	677,174,011	678,808,639	1,634,628
(1) 預金預金	648,762,301	647,747,209	△ 1,015,091
(2) 借入金(*2)	9,400,000	9,400,000	—
金融負債計	658,162,301	657,147,209	△ 1,015,091

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 借入金の「時価」には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*3) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については30. 記載から34. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を無リスク利率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：千円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*)	10,000
関連法人等株式	—
非上場株式(*)	8,200
組合出資金	—
労働金庫連合会出資金	4,400,000
合 計	4,418,200

(*) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い時価開示の対象とはしていません。



(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	101,029,719	99,549,000	3,500,000	4,500,000
有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	1,600,000	8,400,000	14,700,000	19,900,000
貸出金(*)	27,356,520	86,441,160	87,703,603	218,463,069
合計	129,986,239	194,390,160	105,903,603	242,863,069

(*)貸出金については、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	447,245,003	196,799,095	4,718,201	-
借入金	-	9,400,000	-	-
合計	447,245,003	206,199,095	4,718,201	-

(*)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれています(以下34.まで同様)。

(1)満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		-	-	-

(2)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
該当はありません。

(3)その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	3,955,707	3,674,909	280,797
	小計	3,955,707	3,674,909	280,797
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	34,555,730	38,911,604	△4,355,874
	国債	19,522,860	23,110,913	△3,588,053
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	15,032,870	15,800,690	△767,820
その他	7,077,874	7,510,940	△433,065	
	小計	41,633,604	46,422,545	△4,788,940
合計		45,589,312	50,097,454	△4,508,142

31. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	-	-	-
債券	302,072	-	△95,837
国債	139,268	-	△58,641
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	162,804	-	△37,196
その他	1,459,036	53,152	-
合計	1,761,108	53,152	△95,837

33. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に保有目的区分の変更を行った有価証券はありません。

34. 減損処理を行った有価証券

当事業年度に減損処理を行った有価証券はありません。

35. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は75,225,302千円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)は36,061,505千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座の将来のキャッシュ・フローに影響を与えない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座が実行申し込みをうけた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち39,163,796千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

(単位:千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	301,625
固定資産の減損損失	55,761
賞与引当金	53,650
その他有価証券評価損	1,355,270
その他	47,357
繰延税金資産小計	1,813,666
評価性引当額	△34,424
繰延税金資産合計	1,779,241
繰延税金負債	
その他有価証券評価益	79,465
繰延税金負債合計	79,465
繰延税金資産の純額	1,699,775

37. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.3%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は39,663千円増加し、その他有価証券評価差額金は31,557千円減少し、法人税等調整額は8,106千円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は1,126千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

38. 契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりです。

契約資産	-	千円
顧客との契約から生じた債権	35,216	千円
契約負債	12	千円

39. 固定資産の保有目的の変更

愛媛支店・松山支店が令和7年2月に新築移転したことに伴い、旧店舗である当座が保有する建物等を事業用建物からその他の有形固定資産へ振替えています。

(単位:千円)

変更前種類	変更後種類	金額
土地	その他の有形固定資産	417,059
建物	その他の有形固定資産	517,697



●第24期・損益計算書 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2023年度	科 目	2024年度	2023年度
経常収益	8,753	8,370	その他業務費用	172	426
資金運用収益	7,478	7,272	外国為替売買損	—	—
貸出金利息	6,047	5,989	商品有価証券売却損	—	—
預け金利息	777	657	国債等債券売却損	95	373
買入手形利息	—	—	国債等債券償還損	72	51
コールローン利息	—	—	国債等債券償却	—	—
買現先利息	—	—	金融派生商品費用	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—	その他の業務費用	4	0
有価証券利息配当金	402	315	経費	5,931	5,680
金利スワップ受入利息	—	—	人件費	3,165	3,151
その他の受入利息	250	310	物件費	2,520	2,322
役務取引等収益	917	807	税金	245	206
受入為替手数料	95	90	その他経常費用	17	14
その他の役務収益	822	717	貸倒引当金繰入額	—	—
その他業務収益	292	241	貸出金償却	0	0
外国為替売買益	—	—	株式等売却損	—	—
商品有価証券売却益	—	—	株式等償却	—	—
国債等債券売却益	—	—	金銭の信託運用損	—	—
国債等債券償還益	—	—	その他資産償却	17	4
金融派生商品収益	—	—	退職手当金	0	2
その他の業務収益	292	241	その他の経常費用	0	6
その他経常収益	65	49	経常利益	912	729
貸倒引当金戻入益	2	16	特別利益	—	—
償却債権取立益	0	—	固定資産処分益	—	—
株式等売却益	53	27	負ののれん発生益	—	—
金銭の信託運用益	—	—	金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の経常収益	8	4	その他の特別利益	—	—
経常費用	7,841	7,641	特別損失	21	2
資金調達費用	302	162	固定資産処分損	4	2
預金利息	301	161	減損損失	6	—
給付補填備金繰入額	—	—	金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	0	0	その他の特別損失	10	—
借入金利息	0	0	税引前当期純利益	891	726
売渡手形利息	—	—	法人税、住民税及び事業税	187	152
コールマネー利息	—	—	法人税等調整額	48	37
売現先利息	—	—	法人税等合計	236	189
債券貸借取引支払利息	—	—	当期純利益	655	536
コマースハルパー利息	—	—	繰越金(当期首残高)	211	254
金利スワップ支払利息	—	—	土地再評価差額金取崩額	—	—
その他の支払利息	0	0	当期末処分剰余金	866	791
役務取引等費用	1,417	1,357			
支払為替手数料	427	407			
その他の役務費用	989	949			

損益計算書の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 9,944千円
子会社との取引による費用総額 252,073千円
- 出資1口当たりの当期純利益金額 217円78銭
- 固定資産の重要な減損損失
当事業年度において、以下の資産について、減損損失を計上しています。

場 所	用 途	種 類	減損損失
徳島営業本部	本 部	建物等	6,732 千円

当金庫は、稼働資産については継続的に行っている管理会計上の収益把握単位であるブロック営業店（ローンセンターを含む）を、遊休資産についてはそれぞれの資産をグループの最小単位にしています。統括本部、地区営業本部等の資産は、独立したキャッシュ・フローを生み出さない共用資産としております。

徳島営業本部の一部建物について、経年劣化が進行しているため、当該建物を取り壊すことから、減損損失を認識しました。これにより、当該建物等の帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

5. 顧客との契約から生じる収益
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。

6. 収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

●剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	2024年度 (総会承認日2025年6月24日)	2023年度 (総会承認日2024年6月25日)
当期末処分剰余金	866	791
剰余金処分額	654	580
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	60	60
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	119	119
特別積立金	474	400
繰越金(当期末残高)	212	211

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2025年5月19日に労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき会計監査人（EY新日本有限責任監査法人）の監査を受け、2025年5月23日に監事の監査を受けております。

なお、同年6月24日の総会において上記の貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を受けております。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月25日

四国労働金庫

理事長 新 居 栄 治



主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2024年度	2023年度	2022年度	2021年度	2020年度
経常収益	8,753	8,370	8,632	8,510	8,939
経常利益	912	729	999	1,088	1,060
当期純利益	655	536	730	774	769
純資産額	36,013	37,093	37,021	37,242	37,319
総資産額	697,316	703,438	707,410	704,514	698,220
預金積金残高	648,762	653,184	657,286	650,100	636,156
貸出金残高	423,041	419,864	416,630	415,597	409,815
有価証券残高	45,607	38,962	39,165	44,210	41,955
出資総額	3,008	3,009	3,010	3,011	3,012
出資総口数(口)	3,008,774	3,009,625	3,010,700	3,011,048	3,012,416
出資に対する配当金	60	60	60	59	60
職員数(人)	438	436	425	435	451
単体自己資本比率(%)	11.29	10.32	10.34	10.38	10.39

- 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
- 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、自己資本比率を算定しております。
また、2024年度末の自己資本比率は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号）」を適用しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。
- 職員数については、嘱託職員等を含めた人数を記載しております。

主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項目	2024年度	2023年度
業務粗利益	6,796	6,374
業務粗利益率	0.97	0.91
業務純益	815	690
実質業務純益	815	690
コア業務純益	984	1,115
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	964	1,097
資金運用収支	7,176	7,110
役務取引等収支	△499	△550
その他業務収支	119	△184
資金運用勘定平均残高	694,526	696,037
資金運用収益(受取利息)	7,478	7,272
資金運用収益増減(△)額	205	△96
資金運用利回り	1.07	1.04
資金調達勘定平均残高	667,378	668,350
資金調達費用(支払利息)	302	162
資金調達費用増減(△)額	139	△8
資金調達利回り	0.04	0.02
資金調達原価率	0.94	0.87
総資金利鞘	0.13	0.17
総資産経常利益率	0.12	0.10
総資産当期純利益率	0.09	0.07
総資産業務純益率	0.11	0.09
純資産経常利益率	2.54	1.97
純資産当期純利益率	1.82	1.45
純資産業務純益率	2.27	1.87

- 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買損益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

- 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額（または取崩額）を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

- 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

- 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

- 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

- 利益率・純益率

$$\text{総資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100$$

- 各表上の単位未満を切り捨てた金額を使用して算出しています。官庁報告に係る諸比率は当該報告値をそのまま記載しています。
- 小数点第3位を切り捨てし、第2位までを表示しています。

会員・出資金の状況

●純資産の内訳

(単位:百万円)

項目	2024年度末	2023年度末
純資産	36,013	37,093
出資金	3,008	3,009
普通出資金	3,008	3,009
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	35,999	35,523
会員勘定合計	39,008	38,533
土地再評価差額金	238	239
その他有価証券評価差額金	△ 3,232	△ 1,679
評価・換算差額等合計	△ 2,994	△ 1,440

●大口出資会員

(単位:千円、%)

順位	会員名	出資金額	出資金総額に対する割合
1	タダノ労働組合	105,592	3.50
2	タダノ労働組合志度	77,078	2.56
3	(財)徳島県勤労者福祉ネットワーク	71,641	2.38
4	徳島県職員労働組合	71,072	2.36
5	帝人労働組合 松山支部	50,795	1.68
6	高知県職員連合労働組合	44,491	1.47
7	大王製紙労働組合	39,987	1.32
8	エヌティティ労働組合高知分会	35,796	1.18
9	高松市職員連合労働組合	34,975	1.16
10	JAM井関農機労働組合松山支部	34,024	1.13
	2025年3月末 出資金残高	3,008,774	—

●会員数内訳

(単位:千円、%)

項目	2024年度末			2023年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	1,948	3,001,884	99.77	1,970	3,002,478	99.76
民間労働組合	997	1,525,957	50.71	1,017	1,535,668	51.02
民間以外の労働組合及び公務員の団体	382	1,093,083	36.32	379	1,083,185	35.99
消費生活協同組合及び同連合会	65	129,234	4.29	65	129,234	4.29
その他の団体	504	253,610	8.42	509	254,391	8.45
個人会員	872	6,890	0.22	903	7,147	0.23
その他	—	—	—	—	—	—
合計	2,820	3,008,774	100.00	2,873	3,009,625	100.00

1. 優先出資金の残高はありません。

●出資配当等

項目	2024年度(総会承認日2025年6月24日)	2023年度(総会承認日2024年6月25日)
出資配当 (配当率)	60,107千円 (年2.0%の割合)	60,043千円 (年2.0%の割合)
利用配当	119,997千円	119,997千円
配当負担率	20.78%	22.74%

$$\text{配当負担率} = \frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$

預金に関する指標

●預金科目別残高

(単位:百万円)

項目	2024年度末				2023年度末			
	個人預金	法人			個人預金	法人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当座預金	-	-	2	39	-	-	99	57
普通預金	208,296	155	8	25,467	205,966	453	7	24,738
貯蓄預金	572	-	-	-	584	-	-	-
通知預金	-	-	-	30	-	-	-	30
別段預金	5	234	20	715	5	247	4	395
納税準備預金	-	-	-	-	-	-	-	-
定期預金	358,212	6,800	13,234	34,966	368,580	7,552	11,294	33,165
定期積金	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	567,086	7,190	13,265	61,219	575,137	8,253	11,406	58,387

●預金種類別内訳(平均残高) (単位:百万円)

項目	2024年度	2023年度
流動性預金	236,627	231,610
定期性預金	420,651	428,521
譲渡性預金	460	460
その他の預金	-	-
合計	657,738	660,591

●定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2024年度末	2023年度末
固定金利定期預金	413,151	420,525
変動金利定期預金	61	67
その他	-	-
合計	413,213	420,592



●預金者別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項 目	2024年度末		2023年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
団 体 会 員	539,152	83.10	550,493	84.27
民間労働組合	184,089	28.37	188,071	28.79
民間以外の労働組合及び公務員の団体	178,677	27.54	182,916	28.00
消費生活協同組合及び同連合会	15,666	2.41	14,923	2.28
その他の団体	160,718	24.77	164,582	25.19
(うち間接構成員)	(494,381)	(76.20)	(505,266)	(77.35)
個 人 会 員	157	0.02	167	0.02
国・地方公共団体・非営利法人	7,344	1.13	8,516	1.30
一 般 員 外 (a)	102,108	15.73	94,007	14.39
合 計	648,762	100.00	653,184	100.00

当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4第2項に定められた「100分の10」以上であることにより労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行い、また、労働金庫法施行令第1条の7第2項に定められた「100分の10」以上であること及び定款の定めにより、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

(単位:百万円)

項 目	2024年度末	2023年度末
一般員外譲渡性預金(b)	—	—
一般員外預金計(c):上表の(a)+(b)	102,108	94,007
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	649,222	653,644
一般員外預金比率(c)/(d)×100	15.72%	14.38%

当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4第2項に定められた「100分の10」以上であることにより労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行い、また、労働金庫法施行令第1条の7第2項に定められた「100分の10」以上であること及び定款の定めにより、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

●財形貯蓄残高

(単位:百万円、%)

項 目	2024年度末		2023年度末	
	金 額	預金に占める割合	金 額	預金に占める割合
一 般 財 形	78,919	12.15	80,959	12.38
財 形 年 金	33,345	5.13	34,804	5.32
財 形 住 宅	5,602	0.86	5,996	0.91
合 計	117,867	18.15	121,761	18.62

1. 2024年度末の割合算出においては、分母となる預金額の数値は譲渡性預金を含め649,222で計算しています。

●内国為替取扱実績

(単位:件)

項 目	区 分	2024年度	2023年度
送 金 ・ 振 込	各地へ向けた分	531,523	509,213
	各地より受けた分	1,261,095	1,218,355
代 金 取 立	各地へ向けた分	1	1
	各地より受けた分	0	1
合 計	各地へ向けた分	531,524	509,214
	各地より受けた分	1,261,095	1,218,356

貸出金等に関する指標

●貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)

- (1) 小口員外貸出 …………… 「個人」
- (2) 間接構成員等であった者 …………… 「個人」
- (3) 独立行政法人 …………… 事業に応じて類別
- (4) PFI選定業者 …………… 事業に応じて類別
- (5) 地方公共団体 …………… 「地方公共団体」
- (6) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等・金融機関 …… 「金融業・保険業」
- (7) 地方公社等
 - ①土地開発公社 …………… 「不動産業」
 - ②地方道路公社 …………… 「運輸業」
 - ③公益社団法人及び公益財団法人 …… 事業に応じて類別
 - ④医療法人 …………… 「医療、福祉」
 - ⑤社会福祉法人 …………… 「医療、福祉」、その他事業に応じて類別
 - ⑥その他 …………… 事業に応じて類別

(単位:百万円、%)

項 目	2024年度末		2023年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
民間労働組合	111,072	26.25	111,047	26.44
民間以外の労働組合及び公務員の団体	42,040	9.93	41,919	9.98
消費生活協同組合及び同連合会	171,480	40.53	163,344	38.90
その他の団体	89,049	21.04	94,658	22.54
《間接構成員》	《412,863》	《97.59》	《410,724》	《97.82》
個人会員	16	0.00	18	0.00
会員等計	413,660	97.78	410,988	97.88
預金積金担保貸出	94	0.02	105	0.02
そ の 他	9,286	2.19	8,770	2.08
	()表示はその他を100とする	(100.00)	()表示はその他を100とする	(100.00)
業 種 別 内 訳	製造業	—	(—)	(—)
	農業・林業	—	(—)	(—)
	漁業	—	(—)	(—)
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	(—)	(—)
	建設業	—	(—)	(—)
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	(—)
	情報通信業	—	(—)	(—)
	運輸業、郵便業	—	(—)	(—)
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	(—)	(—)
	金融業、保険業	—	(—)	(—)
	不動産業、物品賃貸業	—	(—)	(—)
	医療・福祉	—	(—)	(—)
	サービス業	—	(—)	(—)
	国・地方公共団体	3,474	(37.41)	4,483
個人	5,708	(61.47)	4,163	(47.47)
その他	103	(1.11)	123	(1.40)
会員外計	9,381	2.21	8,875	2.11
合 計	423,041	100.00	419,864	100.00

●債務保証見返勘定の担保種類別内訳

(単位:百万円)

項目	2024年度末	2023年度末
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小計	—	—
保証信用	8	11
合計	8	11

●貸出金科目別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項目	2024年度末	2023年度末
手形貸付	241	61
証書貸付	405,811	402,192
当座貸越	14,871	15,212
割引手形	—	—
合計	420,924	417,466

●貸出金使途別内訳

(単位:百万円、%)

項目	2024年度末		2023年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
貸金手当対策資金	—	—	—	—
生活資金	48,616	11.49	47,214	11.24
カードローン	11,267	2.66	11,674	2.78
教育ローン	11,500	2.71	11,224	2.67
その他	25,847	6.10	24,315	5.79
福利共済資金	3,345	0.79	4,253	1.01
運営資金	3,345	0.79	4,253	1.01
設備資金	517	0.12	383	0.09
生協資金	4	0.00	70	0.01
運営資金	4	0.00	70	0.01
設備資金	—	—	—	—
住宅資金	370,067	87.47	367,797	87.59
一般住宅資金	370,067	87.47	367,797	87.59
住宅事業資金	491	0.11	145	0.03
合計	423,041	100.00	419,864	100.00

●貸出金の固定金利・変動金利別内訳

(単位:百万円)

項目	2024年度末	2023年度末
固定金利貸出金	84,618	89,384
変動金利貸出金	338,423	330,481
合計	423,042	419,865

1. 手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。
2. 「固定金利選択型住宅ローン」は変動金利貸出金に含みます。

●預貸率

(単位:%)

項目	2024年度	2023年度
預貸率(期末値)	65.16	64.23
預貸率(期中平均値)	63.99	63.19

●1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項目	2024年度末	2023年度末
預金残高	24,045	24,209
貸出金残高	15,668	15,550

1. 店舗数は期末の店舗数を使用、預金は譲渡性預金を含む期末残高を使用しています。

●貸出金担保種類別内訳

(単位:百万円)

項目	2024年度末	2023年度末
当金庫預金積金	701	738
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	3,225	2,795
その他	—	—
小計	3,926	3,534
保証信用	415,636	411,839
	3,478	4,491
合計	423,041	419,864

●常勤役員一人当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項目	2024年度末	2023年度末
預金残高	1,420	1,442
貸出金残高	925	926

1. 役員数は期中平均人員を使用、預金は譲渡性預金を含む期末残高を使用しています。

有価証券に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客さまに商品として販売しています。

しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

●有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位:百万円)

項 目		計	期間の 定めなし	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	2024年度末	19,522	—	—	380	6,500	12,642
	2023年度末	15,689	—	—	—	1,594	14,094
地 方 債	2024年度末	—	—	—	—	—	—
	2023年度末	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	2024年度末	—	—	—	—	—	—
	2023年度末	—	—	—	—	—	—
社 債	2024年度末	15,032	—	1,098	6,019	6,799	1,115
	2023年度末	14,547	—	2,298	3,681	7,192	1,374
貸 付 信 託	2024年度末	—	—	—	—	—	—
	2023年度末	—	—	—	—	—	—
投 資 信 託	2024年度末	5,739	5,739	—	—	—	—
	2023年度末	3,222	3,222	—	—	—	—
株 式	2024年度末	18	18	—	—	—	—
	2023年度末	18	18	—	—	—	—
外 国 証 券	2024年度末	5,293	—	499	1,765	663	2,364
	2023年度末	5,484	—	239	2,098	590	2,556
そ の 他 の 証 券	2024年度末	—	—	—	—	—	—
	2023年度末	—	—	—	—	—	—
合 計	2024年度末	45,607	5,757	1,597	8,165	13,963	16,122
	2023年度末	38,962	3,240	2,538	5,779	9,377	18,026

●有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円、%)

項 目	2024年度		2023年度	
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比
国 債	20,678	44.04	18,227	44.03
地 方 債	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	16,013	34.10	14,612	35.30
貸 付 信 託	—	—	—	—
投 資 信 託	4,614	9.82	2,898	7.00
株 式	18	0.03	18	0.04
外 国 証 券	5,623	11.97	5,632	13.60
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	46,947	100.00	41,389	100.00

社債には、政府保証債、公社
公団債、金融債、事業債、新株
予約権付社債が含まれます。

● 預証率

(単位:%)

項 目	2024年度	2023年度
預証率(期末値)	7.02	5.96
預証率(期中平均値)	7.13	6.26

● 公共債窓口販売実績

(単位:千円)

項 目	2024年度	2023年度
国 債	5,715,930	3,799,500

● 投資信託窓口販売実績

(単位:千円)

項 目	2024年度	2023年度
投資信託	2,222,065	1,156,403



有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預りした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどで活用して、勤労者の借入ニーズに応じていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させています。当金庫は、保有する有価証券をはじめとする金融商品について金融

商品会計基準に基づく時価会計を実施しています。金融商品の時価に関する情報は貸借対照表の注記（56頁）をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2025年3月末現在の状況であり、今後、変動することも想定されます。確定（実現）した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

(単位:百万円)

項目	2024年度末		2023年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-	-	-	-

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項目		2024年度末			2023年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれています。
3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含まれておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は市場価格のない株式等であるため、次頁5. に記載しております。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

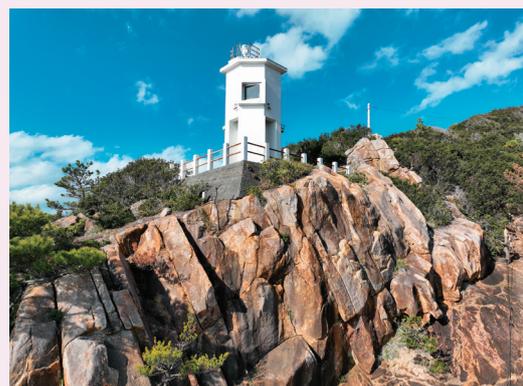
項 目		2024年度末			2023年度末		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	2,511	2,503	7
	国債	—	—	—	606	603	2
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	1,905	1,899	5
	その他	3,955	3,674	280	3,914	3,579	335
	小 計	3,955	3,674	280	6,425	6,082	342
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	34,555	38,911	△ 4,355	27,725	30,149	△ 2,424
	国債	19,522	23,110	△ 3,588	15,083	17,147	△ 2,064
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	15,032	15,800	△ 767	12,642	13,002	△ 360
	その他	7,077	7,510	△ 433	4,792	5,044	△ 251
	小 計	41,633	46,422	△ 4,788	32,518	35,194	△ 2,184
合 計	45,589	50,097	△ 4,508	38,943	41,276	△ 2,333	

1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれています。
3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含まれておりません。

5. 市場価格のない株式等および組合出資金の
主な内容および貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項 目	2024年度末	2023年度末
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	—	—
非上場株式	8	8
組合出資金	—	—
労働金庫連合会出資金	4,400	4,400
合 計	4,418	4,418



金銭の信託の時価情報

●金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

項目	2024年度末		2023年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭信託	-	-	-	-

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

当金庫が主体的に取り組んでいる該当のデリバティブ取引はありませんが、保有している金融商品に含まれる場合があります。

「デリバティブ取引」とは

国内、国外の金融市場で取引される金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの新しい手法を用いた、いわゆるオフバランス取引（帳簿外の取引）を「デリバティブ」（金融派生商品）取引といます。

「先物取引」「先渡取引」とは

ある商品（例えば国債、金利、指数）について、将来のある日（決済期日）に、現在約束した価格で、売買できる取引のことをいいます。

「先物取引」が取引所に上場しているのに対し、「先渡取引」は、相対取引の店頭取引であるという違いがあります。

「スワップ」とは

将来の特定期間にわたりあらかじめ決められた条件で、キャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨建で種類の異なる金利相当額を交換する金利スワップと、異なる通貨間の金利と元本を交換する通貨スワップがあります。

「オプション」とは

あらかじめ定めた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨などを将来の決められた期日までにその時の市場価格に関係なくあらかじめ決められた特定の価格で買う権利、または売る権利を売買する取引をオプション取引といます。

当金庫でキャップローン（上限金利付住宅ローン）の取扱いに伴う金利変動リスクを避けるために利用しているキャップも、このオプションの一つです。

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

(1) 「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を利用することがあります。

(2) 「取り組みの情報」

具体的には、固定金利選択型住宅ローン、上限金利付住宅ローン等で低利な融資をご提供する際や長期の預金をお預かりするにあたって、将来の金利変動リスク回避を目的として、スワップ取引、オプション取引を実施していましたが、2006年度中に満期を迎え、それ以降の取り組みはございません。

(3) 「リスク管理に対する管理体制」

当金庫では、「資金運用規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、理事会などに報告しています。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

自己資本の充実の状況

(1) 単体自己資本比率(国内基準)

(単位：%)

当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)
11.29	10.32

当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」に基づき、自己資本比率を算定しております(以下、「自己資本比率告示」といいます。)。当期末(2024年度末)においては、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその

保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号)」を適用しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

また、「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号2等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項(平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号)」に基づき、自己資本比率に関わる開示を行っております(以下、「第3の柱告示」といいます。)。当期末(2024年度末)においては、「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号2等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件(令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第2号)」を適用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1) - コア資本に係る調整項目の額(注2))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3) + (マーケット・リスク相当額の合計額 + オペレーショナル・リスク相当額の合計額) \times 12.5(注4)}}$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフバランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注4) 8%(国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じております。

① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注1)を採用しています。

(注1) 標準的手法……細分化されたリスク・ウェイトを資産の額並びにオフ・バランス取引並びに派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンLTV比率の区分に応じて20~75%、住宅ローン以外の個人向けローンが45~100%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

LTV(Loan to Value)比率は、抵当権付住宅ローンの額を担保価値の額(不動産の評価額)で除したものです。

② マーケット・リスク相当額の合計額の計算方法

マーケット・リスク相当額の合計額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」及び「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。

③ オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

標準的計測手法(注2)を使用し、ILM(内部損失乗数)をオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

(注2) 標準的計測手法……BIC(事業規模要素)×ILM(内部損失乗数)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫の場合、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は11.29%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に向けてまいります。



(2)自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	38,827	38,353
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,008	3,009
うち、利益剰余金の額	35,999	35,523
うち、外部流出予定額(△)	180	180
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	31	30
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	31	30
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	38,859	38,383
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	84	48
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	84	48
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	224
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	84	272
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	38,775	38,110

項 目	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	330,512	356,188
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	
勘定間の振替分	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	12,696	12,849
信用リスク・アセット調整額		—
フロア調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	343,209	369,037
自己資本比率		
自己資本比率((八)/(二))	11.29	10.32



■ (参考) 自己資本比率に関連する用語 ■

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△) 調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額的全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1) 金利変動等準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。
- (2) 機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。
- (3) 配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
- (4) 経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び退職給付引当金等を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%）

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められていました。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取り扱いとなりました。

（経過措置を適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能でした。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入していました。

当金庫ではこの経過措置を適用しておりました。）

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

「マーケット・リスク相当額の合計額」とは

マーケット・リスク相当額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」及び「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。

「勘定間の振替分」とは

マーケット・リスク相当額の計測対象となるリスクは、トレーディング勘定とバンキング勘定に区分されて、管理することとなります。「勘定間の振替分」とは、トレーディング勘定とバンキング勘定間で、該当する商品を振り替えた場合の影響額となります。

マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、記載しておりません。

「フロア調整額」とは

内部格付手法等を採用し算出されたリスク・アセットが、標準的手法により算出されたリスク・アセットの72.5%を下回らないようにする措置が導入されたことによる、自己資本比率算出上の分母加算額です。

「オペレーショナル・リスク相当額」とは

前年度末（2024年3月末）は、基礎的手法（注1）を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

（注1）基礎的手法…粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

当年度末（2025年3月末）は、標準的計測手法（注2）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

（注2）標準的計測手法…BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

(3) 定性的開示事項・定量的開示事項

① 自己資本調達手段の概要

2024年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

普通出資	①発行主体：四国労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目に算入された額：3,008百万円

② 自己資本の充実に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	当期末 (2024年度末)		前期末 (2023年度末)	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	330,512	13,220	356,188	14,247
標準的手法が適用されるポートフォリオ区分ごとのエクスポージャー (注3)	330,485	13,219	356,075	14,243
ソブリン向け (注4)	0	0	0	0
金融機関向け	43,491	1,739	46,562	1,862
法人等向け	7,371	294	7,695	307
中堅中小企業等向け及び個人向け	61,083	2,443	264,196	10,567
抵当権付住宅ローン	183,893	7,355	21,794	871
事業用不動産関連向け	544	21	1,518	60
延滞エクスポージャー (注5)	3,174	126	133	5
その他 (注6)	30,926	1,237	14,172	566
証券化エクスポージャー (注7) (うち再証券化)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注8)	26	1	113	4
ルック・スルー方式 (注9)	26	1	113	4
マンドート方式 (注10)	—	—	—	—
蓋然性方式(250%) (注11)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%) (注11)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%) (注12)	—	—	—	—
未決済取引	—	—		
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
リスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (簡便法) (注13)	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー (注14)	—	—	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (B)	—	—		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注16) (C)	12,696	507	12,849	513
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B)+(C)	343,209	13,728	369,037	14,761

(注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算出した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しております。

エクスポージャーのうち、「金融機関向け」「中堅中小企業等向け及び個人向け」及び「その他」の項目については、自己資本比率告示に基づき各経過措置を適用しております。

また、貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとまうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することになっております。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっております。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞エクスポージャー」のうち、当期末（2024年度）については「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーにかかる数値とし、前期末（2023年度末）については元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーにかかる数値としております。

6. 「その他」は、出資金、有形・無形固定資産、オフバランス取引等です。

7. 「証券化エクスポージャー」とは、証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

8. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の「ルック・スルー方式」から「フォールバック方式」の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。

9. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「マナド方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額

$$\text{マナド方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

11. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マナド方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。

12. 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マナド方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1,250%をリスク・ウェイトとして用います。

13. CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。（CVAはCredit Valuation Adjustmentの略です。）

当金庫は、簡便法によりCVAリスク相当額を算出し、CVAリスク相当額を8%で除して得た額をリスク・アセットとしております。

14. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャー（担保など例外を除く）です。

15. マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

16. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

前年度末（2024年3月末）は、基礎的手法（注1）を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

（注1）基礎的手法…粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

当年度末（2025年3月末）は、標準的計測手法（注2）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

（注2）標準的計測手法…BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

（単位：百万円）

項目	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	12,696	12,849
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	40	41
B I の額	8,464	
B I C の額	1,015	

■金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要■
現在の自己資本の充実状況について

2024年度末の当金庫の自己資本比率は11.29%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することで管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

将来の自己資本の充実策

当金庫では、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しており、各期において計画に基づく諸施策を着実に実行することを通じて安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることを軸として、自己資本の充実を図ります。

(4)信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項
①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高の主な種類別内訳
地域別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		複数の資産を裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポージャー (注3)	
	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末
国内	715,205	718,441	442,319	439,569	38,911	32,653	5,188	1,382	228,786	244,835	105	88
国外	5,616	5,557	-	-	-	-	-	-	5,616	5,557	-	-
合計	720,822	723,998	442,319	439,569	38,911	32,653	5,188	1,382	234,402	250,392	105	88

業種別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 業種区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		複数の資産を裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポージャー (注3)	
	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末
製造業	6,008	5,847	-	-	5,500	5,300	-	-	508	547	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	100	200	-	-	100	200	-	-	0	0	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	2,906	2,804	-	-	2,500	2,399	-	-	406	404	-	-
情報通信業	802	501	-	-	800	500	-	-	2	1	-	-
運輸業、郵便業	2,102	2,002	-	-	2,100	2,000	-	-	2	2	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	1,002	801	-	-	1,000	800	-	-	2	1	-	-
金融業・保険業	226,700	243,018	-	-	1,900	2,002	-	-	224,799	241,016	-	-
不動産業、物品賃貸業	2,184	1,739	502	224	1,600	1,400	-	-	82	114	-	-
医療・福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	304	304	-	-	300	300	-	-	4	4	-	-
国・地方公共団体	26,720	22,277	3,474	4,483	23,110	17,751	-	-	135	43	-	-
個人	438,257	435,059	437,948	434,697	-	-	-	-	308	361	105	88
その他	13,732	9,441	393	163	-	-	5,188	1,382	8,150	7,895	-	-
合計	720,822	723,998	442,319	439,569	38,911	32,653	5,188	1,382	234,402	250,392	105	88

残存期間別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 期間区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末
期間の定めのないもの	58,517	50,786	22,355	22,203	-	-	5,188	1,382	30,974	27,149
1年以下	119,235	135,225	27,356	27,392	1,100	2,300	-	-	90,778	105,533
1年超3年以下	123,828	107,857	44,885	44,732	1,900	1,402	-	-	77,043	61,722
3年超5年以下	70,544	89,976	41,555	40,388	4,681	2,300	-	-	24,307	47,287
5年超7年以下	41,308	42,350	37,708	37,850	3,200	4,100	-	-	400	400
7年超10年以下	64,562	58,022	49,995	50,429	10,766	4,893	-	-	3,800	2,700
10年超	242,825	239,759	218,463	216,573	17,262	17,657	-	-	7,100	5,600
合計	720,822	723,978	442,319	439,569	38,911	32,653	5,188	1,382	234,402	250,392

注1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」とは、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

注2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、外国証券、出資金、有形・無形固定資産等です。

注3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」のうち、当期末(2024年度)数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計とし、前期末(2023年度末)数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのポートフォリオ別の計としております。

注4. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

注5. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は含まれておりません。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

項目	一般貸倒引当金		個別貸倒引当金		合計	
	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度
期首残高	30	44	17	20	47	64
期中増加額	1	30	0	17	1	47
期中減少額	目的使用	-	-	-	-	-
	その他	0	44	4	20	4
期末残高	31	30	13	17	44	47

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		期中増加額		期中減少額				期末残高			
	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	目的使用		その他		2024年度	2023年度	2024年度	2023年度
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	5	7	-	-	-	-	1	1	3	5	-	-
その他	11	12	0	-	-	-	2	0	9	11	-	-
合計	17	20	0	-	-	-	4	2	13	17	-	-

1. 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。



④標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

当期末（2024年度末）

（単位：百万円）

	CCF(注2)・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(注3)
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	信用リスク・アセットの額	
現金	6,135	—	6,135	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	23,132	—	23,132	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,475	—	3,475	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1	—	1	—	0	10%
我が国の政府関係機関向け	0	—	0	—	0	10%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	214,012	—	214,012	—	43,491	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,508	—	2,508	—	752	30%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	17,404	174	17,404	25	7,404	42%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	81,445	75,036	81,445	19,252	74,656	74%
トランザクター向け	—	28,906	—	2,890	1,300	45%
不動産関連向け	335,100	—	335,100	—	184,438	55%
自己居住用不動産等向け	334,605	—	334,605	—	183,893	55%
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	495	—	495	—	544	110%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	395	—	395	—	589	149%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,584	—	2,584	—	2,584	100%
取立未済手形	35	—	35	—	7	20%
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	5,207	—	5,207	—	5,207	100%
合計					330,512	

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

2. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しております。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 信用リスク・アセットの額の算出において、自己資本比率告示附則第11条第2項の規定に係る額に限り、経過措置適用前の額（完全実施ベース）を記載しております。

6. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

⑤標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後及び信用リ
当期末（2024年度末）

	資産の額及び与信相当額の合計額														
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	
現金	6,135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	23,132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	3,475	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	-	-	-	207,134	-	6,870	-	-	-	7	-	-	-	-	
第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け	-	-	-	-	-	2,508	-	-	-	-	-	-	-	-	
カバードボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	5,811	-	-	-	-	-	-	-	-	10,417	-	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,890	-	-	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,890	-	-	
不動産関連向け	-	-	-	17,952	12,169	44,769	94	-	317	31,894	-	-	41,245	-	
自己居住用不動産等向け	-	-	-	17,952	12,169	44,769	94	-	317	31,894	-	-	41,245	-	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	32,743	2	-	230,934	12,169	51,639	94	-	317	31,902	-	2,890	51,662	-	

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factor の略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 上表の「資産の額及び与信相当額の合計額」は、「CCF・信用リスク削減効果適用後」の、オン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額をいいます。
3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載しております。
5. バーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

スク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びにリスク・ウェイト区分ごとの内訳

(単位:百万円)

(CCF(注1)・信用リスク削減効果適用後)

	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,135
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,132
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,475
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	214,012
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,508
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	700	-	-	-	-	483	-	-	-	-	16	-	-	-	17,429
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	97,807	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100,697
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,890
	-	171	185,990	-	-	-	-	-	-	-	495	-	-	-	-	-	-	335,100
	-	171	185,990	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	334,605
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	495	-	-	-	-	-	-	495
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	389	-	-	-	395
	-	-	-	-	-	-	-	-	2,584	-	-	-	-	-	-	-	-	2,584
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,207	-	-	5,207
	-	171	185,990	98,508	-	-	-	-	3,072	-	495	-	-	406	5,207	-	-	708,208

⑥リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額		
	2023年度末		
	格付有り	格付無し	合計
0%	—	48,678	48,678
10%	—	1	1
20%	221,087	8,867	229,954
35%	—	62,271	62,271
50%	14,165	—	14,165
75%	—	352,266	352,266
100%	1,001	13,360	14,361
150%	—	88	88
200%	—	—	—
250%	—	2,209	2,209
1,250%	—	—	—
その他	—	—	—
合計	236,254	487,744	723,998

- 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
- エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
- コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は含まれておりません。

⑦標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳

当期末（2024年度末）

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	CCF(注1)・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (注2)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	327,900	—	0.00%	327,900
40%~70%	269,726	28,906	10.00%	272,617
75%	82,145	46,129	35.47%	98,508
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%~100%	3,064	8	100.00%	3,072
105%~130%	495	—	0.00%	495
150%	389	166	10.00%	406
250%	5,207	—	0.00%	5,207
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	688,931	75,210	25.63%	708,208

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factor の略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合をいいます。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載しております。
5. バーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

■信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、信用リスク管理の基本方針であるクレジットポリシーとして「融資基本規則」等を定め、融資業務遂行にあたっての基本原則を全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領及び審査・管理業務等に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、各資産ごとの査定担当部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況については、毎月定期的に

ALM委員会で協議しており、その結果については、常務会および理事会に定例的に報告を行い、対応について協議しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき「債務者区分別」に以下のとおり計上しています。

・正常先債権および要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

・破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

・破綻先債権および実質破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称■

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は右記のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス（MOODY'S）
- ・S & P グローバル・レーティング（S&P）

(5)信用リスク削減手法に関する事項

（単位：百万円）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー						
信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保（注1）		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	701	738	—	—	—	—
ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	701	738	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー（注2）	—	—	—	—	—	—

（注）1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 「延滞エクスポージャー」のうち、当期末（2024年度末）数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額であり、前期末（2023年度末）数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額です。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」として扱っています。担保については、「資産査定規程」に基づき適

切な評価・管理を行うよう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。保証は、信用リスク削減手法として用いておりません。クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(6) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位: 百万円)

項 目	2024年度末			2023年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計
グロス再構築コストの額 (A)	-	-	-	-	-	-
グロスのアドオンの額 (B)	-	-	-	-	-	-
グロスの与信相当額(A)+(B) (C)	-	-	-	-	-	-
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	-	-	-	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)-(D) (E)	-	-	-	-	-	-
外国為替関連取引	-	/	-	-	/	-
金利関連取引	-	/	-	-	/	-
金関連取引	-	/	-	-	/	-
株式関連取引	-	/	-	-	/	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-	/	-	-	/	-
その他コモディティ関連取引	-	/	-	-	/	-
クレジット・デリバティブ取引	-	/	-	-	/	-
担保の額 (F)	-	-	-	-	-	-
現金・自金庫預金	-	-	-	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)-(F) (G)	-	-	-	-	-	-

1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
2. クレジット・デリバティブ取引の取り扱いはありません。
3. 当金庫では、独自勘定としての派生商品取引を行っておりません。



(7)証券化エクスポージャーに関する事項

①オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当はありません。

②投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当はありません。

■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針およびリスク特性の概要■

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入することがあります。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、毎年「資金運用方針」を策定し、運用スタンスやリスクカテゴリー別の考え方をまとめ、余裕資金運用枠等を設定しています。資金運用方針については、ALM委員会で協議し、常務会の承認を受けています。余裕資金運用計画と期中の運用状況については、定期的にALM委員会に報告しています。

■信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針■

該当する取引はありません。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称■

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

■証券化取引に関する会計方針■

当金庫の「決算経理規定」「決算経理要領」および企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号）に基づき、適切に処理するよう努めています。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称■

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は右記のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス（MOODY'S）
- S & P グローバル・レーティング（S&P）

(8)出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	2024年度末		2023年度末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	－	－	－	－
非上場株式等	18	18	18	18
その他	9,743	9,743	5,787	5,787
合 計	9,761	9,761	5,805	5,805

1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーは含んでいません。
3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、その他出資金、ETF（株価指数連動型上場投資信託）等を計上しています。
4. 当金庫の子会社株式および関連会社株式で時価のある株式はありません。

②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2023年度
売却益	53	27
売却損	－	－
償 却	－	－

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーの売却および償還に伴う損益は含んでいません。

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度末	2023年度末
評価損益	－	－

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーは含んでいません。

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度末	2023年度末
評価損益	－	－

■出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、毎年「資金運用方針」を策定し、運用スタンスやリスクカテゴリー別の考え方をまとめ余裕資金運用枠等を設定しています。資金運用方針については、ALM委員会で協議し、常務会の承認を受けています。

余裕資金運用計画と期中の運用状況については、定期的にALM委員会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取り得ることにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「決算経理規程」「決算経理要領」および企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号)に基づき、適切に処理するよう努めています。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	395	1,697

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスク量

(単位:百万円)

	2024年度末	2023年度末
VaR	760	2,663

② IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,612	7,248	270	247
2	下方パラレルシフト	0	0	285	445
3	スティーブ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,612	7,248	285	445
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	38,775		38,110	

- 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
- 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB（銀行勘定の金利リスク）」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。なお、表中のイ、ロ、・・・の記号は告示の様式上に定められているものです。
- 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです（経済的価値が減少する場合はプラスで表示）。
- 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです（金利収益が減少する場合はプラスで表示）。

■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要■

当金庫は、労働金庫連合会等への預け金、会員および間接構成員向け貸出、有価証券運用を主として資金運用を行っております。また、預金による調達を主として資金調達を行っております。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク）及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債等を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的にALM委員会および常務会

で協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である $\Delta E V E$ 及び金利収益の変動額である $\Delta N I I$ を計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、預金・貸出金を含めた全資産・負債を月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ を四半期ベースで計測しています。この計測結果はALM委員会で協議し、常務会および理事会に報告しております。

■金利リスクの算定手法の概要■

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 、 $\Delta N I I$ 及び当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- (1)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2025年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は6.146年です。
- (2)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。
- (3)流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。
- (4)貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (5)複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した $\Delta E V E$ が正となる通貨のみを対象としています。
- (6)スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。
- (7)内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 $\Delta E V E$

及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8)前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期末の $\Delta E V E$ （上方パラレルシフト）は4,612百万円（前期末比 $\Delta 2,635$ 百万円）となり、流動性預金の残高増加およびデュレーションの長期化等により減少しています。また、当期末の $\Delta N I I$ （下方パラレルシフト）は285百万円（前期末比 $\Delta 159$ 百万円）となり、預金金利の上昇等により減少しています。

(9)計測値の解釈や重要性に関する説明

$\Delta E V E$ の計測値は、自己資本対比で11.895%であり、金融庁のモニタリング基準である20%を下回っております。

2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

(1)金利リスク計測の前提及びその意味（特に定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ と大きく異なる点）

VaRは、保有期間120日（有価証券については20日）、信頼水準99%、観測期間250営業日の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

(11)CVAリスクに関する事項

■CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び対象取引の概要■

CVAとは Credit Valuation Adjustment の略であり、デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額をいいます。

CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の

信用リスクに係る指標の市場変動により、CVAが変動するリスクのことをいいます。

当金庫では、現在クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

■CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要■

CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。（CVAは Credit Valuation Adjustment の略です。）

当金庫は、自己資本比率算出時においてCVAリスク

相当額を算出し、その状況を確認するとともに、CVAリスク相当額をリスク量とし、このリスク量に基づきリスク資本配賦を実施し、リスク管理を行うこととしています。

当金庫では、現在クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(12)マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。

当金庫は、自己資本比率を計算するにあたり「不算入特例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

(13)オペレーショナル・リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要■

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクに区分し、管理しております。

オペレーショナル・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定するリスク管理方針のなかで上記①～⑥の各リスクの管理方針等を定めております。

また、具体的な管理体制・手続等の基本事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規程」、及び各リスクの管理規則を制定しております。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、統括部署であるリスク統括部がオペレーショナル・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しております。（29頁各種リスクへの取り組みを参照ください。）

オペレーショナル・リスク相当額は、標準的計測手法^(注)を使用し、ILMを「1」とし算定しております。

(注) 標準的計測手法…BIC(事業規模要素)×ILM(内部損失乗数)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

■ B I の算出方法 ■

B I（事業規模指標 Business Indicator）は、I L D C（金利要素 Interest, Leases and Dividend Component）、S C（役務要素 Services Component）、F C（金融商品要素 Financial Component）により算出しております。

I L D Cは「資金運用収益（有価証券利息配当金除く）－資金調達費用」の絶対値と有価証券利息配当金の合計額です。

S Cは、「役務取引等収益と役務取引等費用のうちい

ずれか大きい値」と「金融商品取引責任準備金取崩額と同繰入額のうちいずれか大きい額」の合計額となります。

F Cは、「その他業務収益－その他業務費用」の値と「臨時収益－臨時費用」の値の合計額の絶対値になります。なお、各項目は直近3年間の平均値を合計した値を用います。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるB I C（事業規模要素 Business Indicator Component）は、B Iの額に応じて定める掛目を乗じて算出しております。

■ I L M の算出方法 ■

I L M（内部損失乗数 Internal Loss Multiplier）はB Iの値が1,000億円以下であり、I L Mの利用に係る承認の基準を満たさないため「1」を用いております。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無 ■

除外した事業部門はありません。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L M の算出から除外した特殊損失の有無 ■

I L Mについては「1」を用いているため、特殊損失の除外を考慮しておりません。



労働金庫法に基づく開示債権及び 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

2025年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2024年度末	2023年度末
小計(A)	2,988	3,068
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,209	1,207
危険債権	1,672	1,739
要管理債権	106	122
うち、三月以上延滞債権	65	70
うち、貸出条件緩和債権	41	52
保全額(B)	2,984	3,062
担保・保証等による回収見込み額	2,973	3,045
貸倒引当金	11	17
保全率(B)／(A)(%)	99.87%	99.80%
正常債権(C)	420,377	417,185
総与信残高(D)=(A)+(C)	423,365	420,253
総与信残高に占める割合(A)／(D)(%)	0.71%	0.73%

1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
2. 金額は単位未満四捨五入しています。
3. 比率は、千円単位で算出のうえ、小数点第3位を四捨五入しています。

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことで。

2. 「危険債権」とは

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権のことで。

3. 「要管理債権」とは

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことで。

4. 「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

5. 「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

6. 「正常債権」とは

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

7. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」の対象となる債権

貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）です。

8. 「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

9. 「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことで。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことで。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

資産査定に係る各種基準の比較表

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労働金庫法に基づく開示債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

A. 資産査定の債務者区分			B. 労金の償却・			
区分単位	債務者単位（償却前）		区分単位	債務者単位		
対象債権	債権（貸出金、未収利息、債務保証見返、仮払金）		対象債権	債権（貸出金、		
定義	労働金庫の資産査定規程		定義	処理基準		
債務者区分	2025年3月末		債務者区分	分		
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	298	破綻先	IV分類		
				III分類		
				非・II分類		
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	910	実質破綻先	IV分類		
				III分類		
				非・II分類		
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	1,672	破綻懸念先	IV分類		
				III分類		
				非・II分類		
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	1,779	要注意先	要管理先	要管理債権	II分類
					要管理債権以外 (注4)	非分類
				要管理先以外の 要注意先	II分類	
					非分類	
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	415,230	正常先	非分類		
その他	国および地方公共団体に対する債権 および被管理金融機関に対する債権	3,474	その他	-		

注1. 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。

注2. 償却・引当基準と金融再生法の差は、直接償却額分です。

注3. 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。

注4. 要管理債権を有する債務者の、三月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。

(単位:百万円)

引当基準		C. 債権の区分 (労働金庫法及び金融再生法に基づく開示)			
(償却前)		区分単位	債務者単位 (償却後)		
未収利息、債務保証見返、仮払金)		対象債権	総与信		
労働金庫の資産査定規程		定義	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条		
類	2025年3月末	債権区分		2025年3月末	
全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	0	(注2)		298	
全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	0	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権		
	298				
全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	6	(注2)		910	
全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	2	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	計		
	901				
必要額 (予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。)を個別貸倒引当金に繰入れる。	1	危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権	1672	
	1,671				
予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	110	要管理債権 (債権単位)	三月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出金	65
			貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金	41
予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	1,668	正常債権 (注3)		債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権	420,377
予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	415,230				
引当は行わない。(注1)	3,474				

